

春季号

アイエム ニュース!!

第12号

2009.4.10
発行

当社主催

今回、初めての試みで1月から4月にわたり開催しました

奥様医業経営塾のセミナー風景

少人数制の勉強会を6回に分けて行いました。アットホームな雰囲気セミナーを目指しています。その場で気軽に講師へ質問して頂くことができます。

アイエム
ISHIKAWA MEDICAL



受講者からの感想

- 「決算書の見方」は基本的なところが理解できました。
- 「税務調査対策」は未だ経験がないので、知識を得て少し落ち着きました。
- 「税務調査、節税対策」は具体的な話ばかりだったので、大変勉強になりました。
- 医療法人化してからの流れがやっていることとお話を聞いたことで、頭の中で一致したという感じです。
- 専門家の正直なご意見を伺えて、とても勉強になりました。
- 「やさしいマネー講座」の基本的な投資のお話は、今後自分の投資を考える上で参考になりました。
- ポイントを押さえた説明がわかりやすかった。
- 毎回の「保険のワンポイント」は知っておきたい話ばかりで大変参考になりました。

医療法人

医療法人化を検討してみませんか？

引き続き増加する医療法人数

平成19年4月1日に医療法が改正され、その日以後に新規に設立する医療法人の形態は「持分の定めのない社団医療法人」または「財団医療法人」に限られることになりました。この「持分の定めのない」社団医療法人は、従来認められていた「持分の定めのある」社団医療法人に比べて、解散時の残余財産が国等に帰属する点で出資者（病医院経営者）にとって不利な形態といえます。

したがって、平成18年から19年にかけて、改正前の「持分の定めのある」社団医療法人の形態で医療法人を設立しようという駆け込み申請が多数発生しました。そして、法改正後には新規の医療法人設立はほとんどないだろうと予想されていました。

しかし実際は、当初の予想に反して、法改正後も医療法人数は増加しています（下表参照）。

医療法人数の推移（全国）

	医療法人 総数	社 団			財 団
		総 数	持分有	持分無	
平成18年3月31日	41,720	41,324	40,914	410	396
平成19年3月31日	44,027	43,627	43,203	424	400
平成20年3月31日	1,440	1,034	※43,638	1,034	406

※旧医療法で設立されたもの

厚生労働省「医療法人数の推移」より

特に、「持分の定めのない社団医療法人」が増加しているという点がポイントです。その理由として、解散時の残余財産の帰属の点で不利なところはあっても、それ以上に医療法人化はメリットが大きいという判断がなされるからだだと思います。例えば、次のような点です。

医療法人化のメリット

- ①所得の分散による節税効果が期待できる
- ②経費化できる支出の幅が広がる
- ③事業承継・相続対策に有利である
- ④社会保険の源泉徴収がなくなる
- ⑤院長及び配偶者へ退職金を支給することができる
- ④事業拡大が図れる

〔文章：税理士法人ノチデ会計 代表社員 後出 博敏（税理士・医業経営コンサルタント）〕

クリニックの 事業承継(6)

医療法人の事業承継対策

Q 医療法人の出資持分を資金化することはできるのでしょうか？
また、後継者がいないときはどうなりますか？

A. 医療法人の売却や解散、退社による払戻によって資金化することができます。また、それぞれの方法によって、税引後の手取額が異なります。

① 第三者への売却(M&A)

出資持分を売却することによって回収します。

売却価格* - 当初出資金額等 × 20% (一定税率)

*売却価格は契約で設定することになります。

② 退 社

出資者が出資持分を引き渡し、新たな出資者がそれを引き受ける形で承継します。

配当所得 = 払戻金額 - 当初出資金額等
 ↑
 みなし配当課税 他の所得と合算 (最高税率50%)

- ① 社員資格の喪失等の事由が生じたときに限り、払戻し出来る。
- ② 社員資格を有したままでは、出資持分の払戻請求はできない。
- ③ 退職金の支給等により純資産を減少させて、みない配当所得を少なくする
(相当と認められる役員退職金は、医療法人の損金に算入できる)。

③ 解 散

医療法人を解散し、出資持分に応じて残余財産を分配します。

医療法人 清算所得 = 残余財産の価額 - $\left\{ \begin{array}{l} \text{解散時資本金額} \\ \text{資本積立金額} \\ \text{利益積立金額} \end{array} \right.$
 ↑
 清算所得課税 法人税率等42%

払戻を受けた個人 配当所得 ← みなし配当課税 他の所得と合算 (最高税率50%)

- ① 医療法人の清算所得と個人へのみない配当の二重課税が問題となる。
- ② 退職金の支給等により純資産を減少させて、みなし配当所得を少なくする。

[文章:今村会計事務所 所長 今村 修(税理士)]

(前号より)

◆ 事業承継税制

今年の税制改正では、中小企業の事業承継を円滑に行うための措置として、相続税の納税猶予や、贈与税の納税猶予が予定されています。

これは後継者が相続等により自社株式の取得をした場合に、その株式の80%に対応する相続税が猶予されたり、親族から自社株式の贈与を受けた場合に株式にかかる贈与税が納税猶予される制度です。

(適用のためには一定の条件があり、また適用の上限もありますのでご注意下さい)

つまり一定の条件が整えば、後継者が自社株を取得し易くなる改正です。しかし残念ながら、医療法人は適用対象にはなっておらず、出資持分のある医療法人ではこれまで通りの対策が必要となります。

◆ 後継者選び

税務上の対策も重要ですが、後継者を選ぶにあたりその他にも考慮すべき点があります。

親族か親族以外か

出資持ち分のある社団医療法人では一般的に、医師を後継者を選ぶこととなりますが、親族から選ぶか、親族以外かで留意点は変わってきます。

1. 親族を後継者とする場合

多くの場合は親族の中でも特に、子どもを選ぶことが中心となります。

子どもに経営者としての資質と自覚があれば関係者の理解も得易く、後継者教育も重要になります。

また後継者とならない子どもには、事業用資産以外の財産を承継させるなど兄弟間のバランスを取り、兄弟間の溝が深まらないような配慮が必要です。

- 経営者に必要なことは次の通りです。
 1. 経営環境の把握 (内外環境)
 2. 経営計画・事業計画 (その必要性)
 3. 経営法務 (コンプライアンス等)
 4. 決算書の見方・活かし方

2. 親族以外を後継者とする場合

親族に医師がない場合、又はその気がない場合は、経営者としての資質のある勤務医やその他優秀な医師の中から後継者を探すこととなります。

これは地域の医療を守る意味では、非常に重要な選択です。

また事業を承継する意思がないと思っていた親族が、突然承継したいと言い出すこともあるため、事前に親族の意向を確認しておくことも必要です。

- 留意点としては、
 1. 財産権 (医療法人の出資金) を親族が持ち続けるのか、親族外の後継者へ譲るのか方向性を考えておくこと
 2. 経営権 (社員総会、理事会) を将来も親族が持ち続けるのか、親族以外の後継者へ譲るのか方向性を考えておくこと
 3. 親族以外の後継者が、経営をし易い環境を整えること

事業の承継は、経営の承継です。

後継者が決まった後も、患者対策、職員対策、後継者教育など計画的な対策が必要です。

[文章: 畠経営グループ (株)メディカ・コンサルティング 代表取締役 松浦 実利]
(畠&スターシップ 税理士法人)

Vol.6

裁判員制度開始！ 裁判員に選任された職員に対する休暇の対応

いよいよ今年の5月21日より裁判員制度が始まります。これに伴い裁判員制度のための休暇について、新たに裁判員休暇制度を設けるのか、既存の就業規則の規定を準用するのか決める必要があります。予め決めていなければ、経営に支障が生じて職員とのトラブルになる可能性もあります。

裁判員業務についての考え方

労働基準法第7条は「使用者は、労働者が労働時間中に・・・公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない」と定めています。裁判員として審理に参加することは「公の職務」に当たりますので、そのために仕事を休むことを拒むことはできません。

また、裁判員法第100条は、「労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他の裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」と定めており、賃金について無給扱いにすると「不利益な取扱い」になるかのように感じます。しかし、裁判員として参加するために休む場合に無給としても「不利益な取扱い」にはなりません。この点については特段の法律の定めがないため、使用者の判断に委ねられます。

裁判員に選任された従業員の休暇の取扱い

裁判員に選任された職員の休暇の取り扱いについては、①有給扱いとする場合、②無給扱いとする場合、③支給される日当の差額分のみ支給する場合が考えられます。

有給扱いとする場合

①「裁判員休暇」を新設する

この場合、裁判所に出頭する事実を確認する証明書の提出、休暇に当たっての手続き、引継ぎの規定を従業員に明らかにする必要があります。

②既存の規定を準用する（有給扱いとなっている場合。）

「公民権の行使」、「公の職務の執行」の条項があれば準用することも可能です。※1

無給扱いとする場合

①「裁判員休暇」を新設する

この場合、給与の支払いがないことを明記しなければなりません。

②既存の規定を準用する

（左記※1の条項で無給扱いとなっている場合。）

③審理が長期化した場合の取り扱い

職員は裁判所の日当だけの生活になるため、一定日数までは無給扱いとし、それを超える場合は有給扱いとすることも可能です。

差額を支給する場合

裁判員として審理に参加すれば、裁判所から日当が支給されます（審理参加は1万円以内、候補者の出頭は8千円以内）。このため、通常の給与を支給しなくても、日当との差額分を支払うことを定める裁判員休暇を設けることも可能です。ただし、日当が支給されるのは給与支給日と同じではありませんので、注意が必要です。

参考

労務行政研究所の調査では右表のように裁判員制度による休暇を「有給扱いとする」が9割近くを占めています。

区 分	規模計	（ ）は企業数、単位数%		
		1,000人以上	300人～999人	300人未満
合 計	(83)100.0	(25)100.0	(36)100.0	(22)100.0
通常勤務時とまったく同じ(有給)扱いとする	89.2	92.0	88.9	86.4
通常勤務時の賃金から、裁判員法により裁判員に支給される日当分を控除して支給する	1.2		2.8	
休務した分は無給とする	8.4	8.0	5.6	13.6
その他	1.2		2.8	

裁判員制度の辞退

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く参加する制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、法令や政令で辞退事由を定めており、裁判所から認められれば辞退することができます。その辞退事由とは

- 70歳以上の人
- 地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限る）
- 学生、生徒
- 5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人、3年以内に選任予定裁判員に選ばれた人及び1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した人
- 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

などがあります。

これを「医師」・「医療関係者」で考えますと、単に医師や医療関係者ということだけでは辞退はできません。裁判員法では一定のやむを得ない理由に「その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある」と挙げています。

したがって、他に診療を替わる医師がいないなど、年間を通じて裁判員となることができない事情の他、数週間先までの手術の予定が組まれていたり、前日や当日であれば、重病患者、急患への対応など、それぞれの事情に応じて適切な時期に辞退を申し出ることは可能である。

〔文章：社会保険労務士法人ツインズ 代表社員 畠 健祐(社会保険労務士)〕
(畠総合マネジメントオフィス)

保険 資産運用

生命保険 医療法人の 陥りやすい落とし穴①

医療法人化されている病医院の理事長先生は、様々な方面からのお勧めで医療法人を契約者とする生命保険に加入されていることと思います。

生命保険のご相談を承りに多くの会員の先生方を訪問しておりますが、医療法人契約の生命保険において、大きな勘違いをされているケースを時々見かけます。

せっかく加入しているのに生命保険が、その本来の目的・役割を果たしていないケースが意外と多いように思います。

そこで、今回より「医療法人契約の陥りやすい落とし穴」について、シリーズにてご紹介していきます。

陥りやすい落とし穴 その1

『A先生は、医療法人設立と同時に、それまで個人で加入していた生命保険をすべて保険料が経費で落ちるからと、医療法人へ契約者を変更しました。』

	個人開業医時代		医療法人化後
契約者:	先生個人	➡	医療法人
被保険者:	先生個人	➡	理事長先生
受取人:	先生の遺族	➡	医療法人

定期性の保険（保険期間の定まっている保険）の保険料は、法人契約の場合、経費として損金算入できますから個人で払うよりとてもメリットがあるように見えます。

果たして本当にそうでしょうか……。

この先生が医療法人設立直後に“万が一”が発生したらどうでしょう？
生命保険金は医療法人で受け取ります。この保険金をすべて先生の遺族に渡せるでしょうか。
答えは残念ながらNO！です。

■理事長先生の死亡退職慰労金・弔慰金の一般的な計算式

死亡退職金・・・最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率（3程度）

弔慰金・・・最終報酬月額×6ヶ月（業務外死亡の場合）

この先生の月額報酬が200万円とすると、法人設立後1年以内に“万が一”があった時、死亡退職金・弔慰金は、 $(200万円 \times 1年 \times 3倍) + (200万円 \times 6ヶ月)$ の計算式から、1,800万円程度となります。

医療法人で受け取った保険金が仮に1億円であっても、遺族には1,800万円しか渡せないのです。

★医療法人設立後に個人で加入していた保険をすべて法人へ契約者変更してしまうことは危険です。

家族を守る保険（個人保険）と、病医院を守る保険（法人保険）をバランス良く考えることが大切です。

(*)家族を守るものが保険以外にある場合（多額の資産保有）は、もちろんこの限りではありません。

[文章:(株)リスクマネジメント・ラボラトリー 原 勝志]

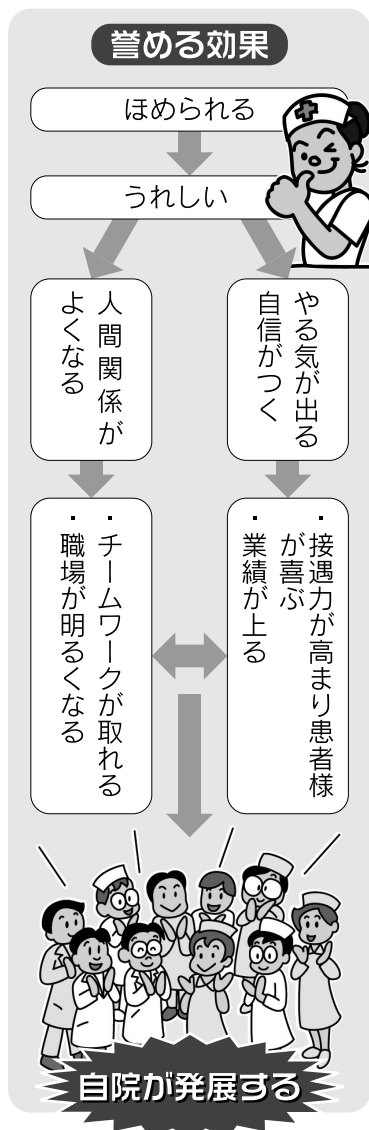
職員さんの接遇力アップのための 経営者の役割 ~上手に誉めましょう~

私の接遇シリーズも今回で6回目を迎えました。昨年の1月に発行された第1回では接遇力の向上の目的の一つとして、患者様満足（CS）※注1を挙げて具体的な方法をお伝えして参りました。

患者様満足（CS）と職員さん満足（ES）※注2とは密接な関係にあり、職員さん満足度が高い病医院は患者様満足度も高いと言われています。

院長先生は、大切な職員さんの満足度と高めるための対策をどのように講じていらっしゃるのでしょうか？

今回はESのために職員さんを誉めるポイントについて挙げさせていただきます。



下記のチェックリストで自分の誉め方をチェックしてみましょう

- ①職員さんを普段からよく観察し、相手の良い点、学ぶべき点を知っていますか？
- ②職員さんがほめてほしいと思っていることをほめていますか？
- ③具体事実+自分の気持ちを伝えてありますか？
- ④原則1対1でほめていますか？
- ⑤あえてみんなの前でほめていますか？
- ⑥第三者がほめていることを伝えてありますか？



- ほめる基準をしっかり持ち、自院の共通認識にしておきましょう。
- そのための接遇の基準をアイエムニュース7号～11号を参考になさってください。

- ほめてほしいところを知るために、一年や期毎の個人目標を提出してもらうことも効果的です。
- 個人目標は院長先生の方針に沿って設定してもらうことにより、心を一つに前進でき効果的です。
- 人前でほめると他の職員さんと思わぬトラブルになることもあるので注意が必要です。
- しかし、あえてみんなの前でほめることも、組織の全員に良い意味で刺激になる効果もあります。みんなの前でほめるときには次の3点に気をつけましょう。
 - 1) 公平にほめる
 - 2) ほめる基準に沿ってほめる
 - 3) 誰がみても納得できる成果をほめる

次号は「注意するポイント」をお送りいたします。

注1：CS=Customer Satisfaction
注2：ES=Employee Satisfaction

平成21年度 アイエム商会医業経営コンサルティングチームのメンバー



氏名 山下 勝広 会社名 ㈲アイエム商会 役職名 係長 担当 業務運営

URL <http://www.sompojapan-ag.com/a/im>
当社は石川県医師会の関連団体として、数多くの会員の先生方へ加入をいただいています。団体契約（医師賠償責任保険、所得補償保険など）、その他損保・生保の取扱代理店として、保険の販売を行っています。
また、平成15年10月に当社全従業員の同意のもと、医業経営コンサルティング業務を導入しコンサルティングチームを結成して、セミナーの開催・個別相談・ニュースの提供を通じて、医業経営の諸問題に対するアドバイスや役立つ情報の提供を行っています。



氏名 原 勝志 会社名 ㈱リスクマネジメント・ラボラトリー 役職名 金沢支店長 担当 保険・資産運用

URL <http://www.rml.co.jp>
平成12年5月設立、本支店11拠点。全国21都道府県（北陸3県含む）の医師会・医師協同組合と提携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。



氏名 後出 博敏 会社名 税理士法人 ノチデ会計 役職名 代表社員・税理士 担当 税務・会計

URL http://nochide_kaikei.tcnf.com
創業昭和51年。スタッフ（25名）の中に税理士・医業経営コンサルタント・中小企業診断士・社会保険労務士・行政書士・FP・事業再生士などを有する総合事務所。顧問先の多数を占める医業分野には特に力を注いでおり、「経営のトータルアドバイザー」として税務会計のみならず医業経営に関する情報提供・改善提案などを行っている。
また、「医業経営塾」、「改正医療法セミナー」等の開催や、病医院の診療圏調査・患者分布調査なども実施している。



氏名 今村 修 会社名 今村会計事務所 役職名 所長・税理士 担当 税務・会計

URL <http://www3.ocn.ne.jp/~imamura/>
昭和57年創業。相続税・事業承継対策、医療・社会福祉法人の会計指導・税務指導、経営計画の策定指導、経営審査等各種届出（行政書士業務）を主な業務内容とし、特に相続税・事業承継対策を中心に幅広い活動を行っている。



氏名 松浦 実利 会社名 ㈱メディカ・コンサルティング 役職名 代表取締役 担当 経営改善・経営相談

URL <http://www.mediciconsulting.co.jp/>
平成19年6月、税理士法人 皇税理士事務所（現 皇&スターシップ 税理士法人）医業コンサルティング部を法人化。
立地探しから行う開業支援や、法人設立支援、病医院のための友好的M&A、ISO審査、第三者評価など、皇経営グループの組織力を活かしたコンサルティングを展開。



氏名 畠 健祐 会社名 皇総合マネジメントオフィス 社会保険労務士法人 ツインズ 役職名 代表社員 特定社会保険労務士 担当 労務管理

URL <http://www.hatake.biz>
当オフィスは30年の伝統と歴史、信用を誇り、法令に基づいた人事労務管理のエキスパートとして、企業の健全な発展と明るい職場作りに努め、クライアントの皆様と共存共栄を図ってまいります。



氏名 中村 清美 会社名 ㈱ハートデザイン 役職名 代表・接遇トレーナー 担当 接遇

URL <http://www.heart-d.com/>
医療機関、歯科医院、社会福祉法人、介護保険施設、調剤薬局などのホスピタリティ産業を中心に、年間200回近くの接遇トレーニングを行っている。院内視察による現状把握と研修会を繰り返し継続的に行う事により、職員の方々は成功体験を積みながら本院の理念に向かって、確実にレベルアップする結果を得ている。

各種サービス(無料)のご案内

- (1)「患者アンケート」サポートサービス (2) 保険管理表作成サービス (3) 保険料コストダウン診断サービス (以下の通り)

●●● (3)『保険料コストダウン診断サービス』のご案内 ●●●

平成19年4月に生命保険料の大幅改訂が行われ、保険の種類によっては8～10%保険料が値下げになりました。更に、「タバコを吸わない方」や「健康体の方」などは最大20～30%の割引を受けることが出来、上記の改訂による値下げと併せると相当なコスト削減も可能となります。

生命保険は長い期間払い続ける「固定費」ですので、少しでも安く押さえてほしいものです。アイエム商会医業経営コンサルティングチームは、医業界を取り巻く変化に対し、医師会会員の皆様方のお役に立つべく情報の提供と対処の方法等のアドバイスをさせていただきます。今回は、『保険料コストダウン診断サービス』をお知らせします。

ご希望の方はご遠慮なくご活用いただきますようご案内申し上げます。

【保険料コストダウン診断サービス】の手順

ご加入の生命保険契約の一覧表作成

《メリット》

- ・加入全体の把握ができます
- ・法人契約の経理処理のミスを防ぐことができます
- ・どこの保険会社に何を請求すればよいかすぐわかります
- ・保障額、保険期間、毎月(毎年)の保険料が明確になります
- ・保険の重複加入を防げます

ヒアリング

- ・必要保障額の算出
- ・退職金の算出（医療法人）

コストダウン分析

- ・リスク細分の有無
- ・重複加入の有無
- ・保障性商品の洗い出し（定期保険・収入保障保険）

お問い合わせ先

石川県医師会指定保険代理店（関連団体）
医業経営コンサルティングチーム事務局

(有)アイエム商会

<http://www.sompojapan-ag.com/a/im>
E-mail : ishikawa.mdcl.yk@eagle.ocn.ne.jp
iwamoto@ishikawa.med.or.jp

〒920-8201
金沢市鞍月東2丁目48番地
石川県医師会・日赤共同ビル2F
TEL : 076-239-3820
FAX : 076-239-3821

複写・転写禁止